

○山口県交通安全学習館要綱

平成14年7月27日
山口交企第 287号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県使用料手数料条例施行規則（昭和60年山口県規則第16号）第8条及び山口県交通安全学習館規則（平成5年山口県規則第18号）第5条の規定に基づき、山口県交通安全学習館（以下「学習館」という。）の使用料及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の金額を半額とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が使用する時。
- (2) 県（県が参画する実行委員会を含む。）が催しを主催し、共催し、又は後援する時。
- (3) 市町（市町が参画する実行委員会を含む。）が催しを主催し、共催し、又は後援する場合において、その内容が学習館の設置目的に合致する時。
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者が使用する場合において、その内容が学習館の設置目的に合致する時。
- (5) 療育手帳の交付を受けている知的障害者が使用する場合において、その内容が学習館の設置目的に合致する時。
- (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者が使用する場合において、その内容が学習館の設置目的に合致する時。
- (7) 園長又は保育所の責任者が申請し、幼稚園又は保育所の幼児の教育のために使用する場合において、その内容が学習館の設置目的に合致する時。

2 前項に定めるもののほか、団体で使用する場合において、構成員の半数を超える者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であるときは、当該構成員が学習館を使用する場合の使用料の金額を半額とする。

3 使用料の減免を受けようとする者は、山口県交通安全学習館使用料減免申請書（別記様式）を提出しなければならない。

4 第3項及び前項に規定する提出は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年山口県規則第80号）の規定の例により、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(管理責任者)

第3条 学習館の管理に関する事務を担当させるため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、交通部交通企画課長をもって充てる。

(管理補助者)

第4条 管理責任者が行う学習館の管理に関する事務を補助させるため、管理補助者を置く。

2 管理補助者は、交通部交通企画課安全教育担当課長補佐をもって充てる。
(運営日誌の備付け)

第5条 学習館に、山口県交通安全学習館運営日誌を備え付けるものとする。